

◎新潟県告示第241号

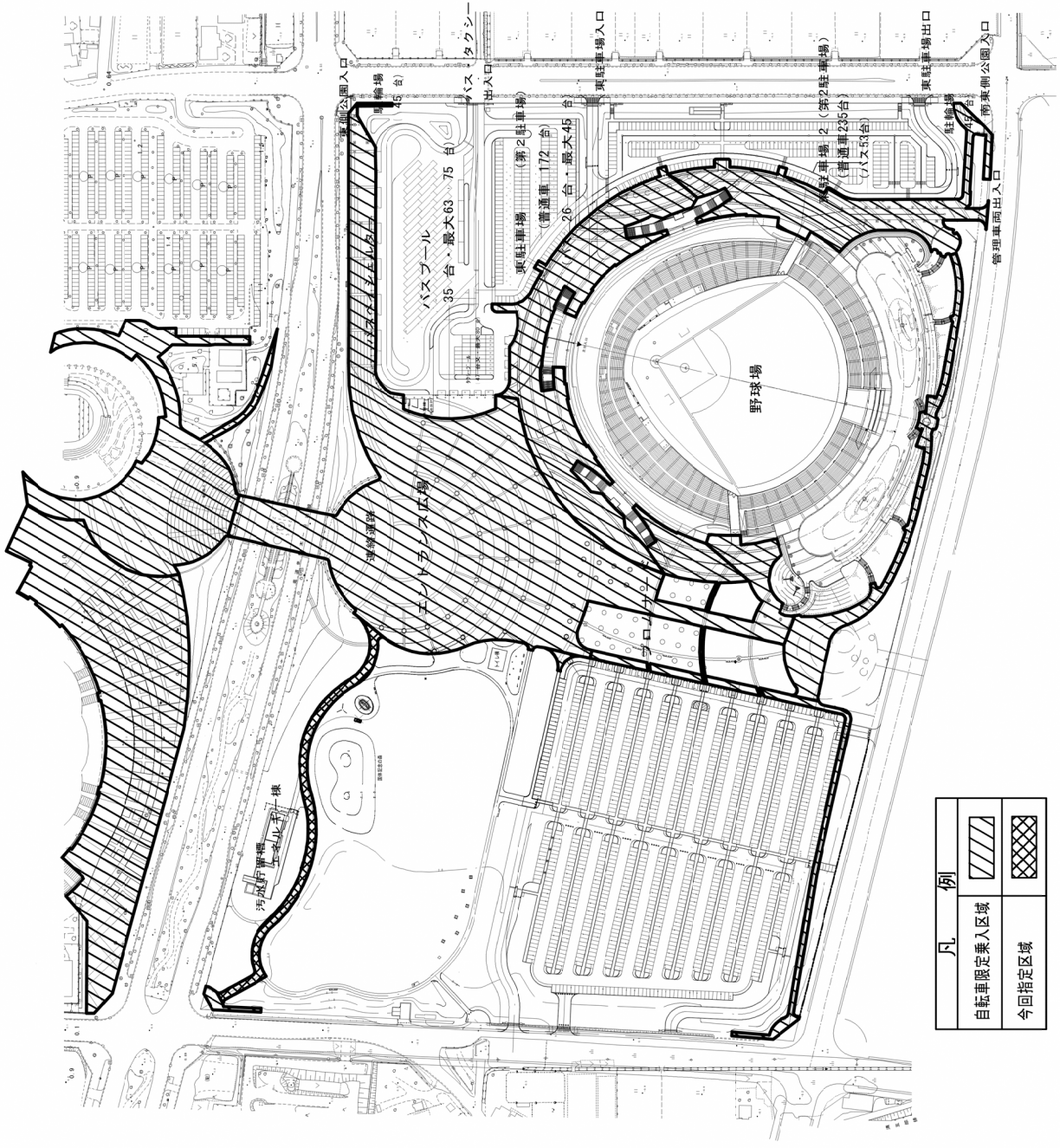
新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第4条第8号に規定する車両のうち自転車に限り乗り入れ
ができる場所を次のとおり指定する。

平成31年3月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類
園路
- 3 位置
新潟市中央区清五郎字川東及び長潟字宮谷内の一部
- 4 区域
別紙図面のとおり
- 5 指定年月日
平成31年3月15日

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・自転車限定の乗入区域



凡例	
自転車限定乗入区域	
今回指定区域	

